

預託法見直しに関する意見書（２）

令和３（２０２１）年１月２１日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

井上 信 治 殿

消費者庁

長官 伊 藤 明 子 殿

内閣府 消費者委員会

委員長 山 本 隆 司 殿

ケフィアグループ被害対策弁護士団（東京）

団 長 弁 護 士 紀 藤 正 樹

副 団 長 弁 護 士 島 幸 明

事務局 長 弁 護 士 荻 上 守 生

（連絡担当）事務局次長 弁 護 士 今 泉 将 史



当弁護士団は、預託法の見直しについて、既に２０２０年１月２１日付で「預託法見直しに関する意見書」 (<http://kefir-higaibengo.com/>) を提出したところであるが、今般の消費者庁の検討委員会の検討結果等の公表を踏まえ、さらに以下のとおり意見を述べる。

第１ 意見の趣旨

- 1 消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会が公表した、販売を伴う預託等取引契約は原則として禁止するべきであるとの検討結果については、全面的に賛同する。
- 2 「預託等取引契約」については、種々の方法により、隙間のない定めをすべきである。

- 3 少なくとも出資法1条及び2条1項違反にかかる罰則については、現行の罰則（三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科）を大幅に引き上げる改正をすべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに（意見の趣旨1項について）

消費者庁の特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）は、令和2年8月19日、販売を伴う預託等取引契約は原則として禁止するべきであるとの検討結果を公表した。この検討結果は、全国の弁護士会、当弁護団を含む多数の弁護団や関係団体の意見等を踏まえ、販売を伴う預託商法による被害の重大性を正面から受け止めて、これを改めようとしたものと思われ、高く評価できる。

当弁護団としては、検討委員会がこのような姿勢を打ち出したことについて敬意を表するとともに、全面的に賛同する。

2 預託等取引の定義等について（意見の趣旨2項について）

上記検討委員会の検討結果を踏まえ、ケフィア事件におけるオーナー契約を同法の隙間としないために、当弁護団としての意見を補足する。

(1) ケフィア事件と預託法

ケフィア事件におけるオーナー制度と預託法の適用については、特定商品該当性に加え、買戻契約形式による満期が契約から6か月とされるものの、対象商品の所有権は「規定する数量を他の部分から区分することが可能な程度に分離した時点で、ケフィアから顧客に移転する」とされており、当該「時点」がいつなのかが不明であることから、3か月以上の預託がされたといえるのか、そもそも預託がなされたといえるのが問題となり得ることは、当弁護団の2020年1月21日付「預託法見直しに関する意見書」で述べたとおりである。

(2) 特定商品制の廃止

ケフィア事件のような規制の隙間を生じさせないためには、特定商品制を廃止することは必須である。

なお、不動産や自動車など、登記・登録制が存在するものを適用除外するかどうかについては、近時、自動車を対象とした預託商法による大

規模被害が発生していることなどを踏まえ、慎重な議論と検討がなされるべきである。

(3) 預託期間の定め廃止

預託法2条1項1号の「当該内閣府令で定める期間以上の期間の経過後」にかかる預託法施行規則は、その期間を3か月としているが（施行規則第2条）、特定商品制を廃止するのと同様、この預託期間の定めについても同様に廃止すれば、ケフィア事件のような事案についても、1日であっても預託期間の要件を充足したことになるため、適用対象となることが明確になる。

(4) 「預託等取引契約」の定義の変更（預託期間を約定からとする改正）

3か月間の預託期間の定めを維持する場合は、預託法第2条1項1号の「預託等取引契約」の定義について、例えば、「特定商品の預託を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該内閣府令で定める期間以上の期間（契約締結から特定商品の引渡しに至るまでの期間を含む）の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を購入することを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約」と定め、内閣府令で定める3か月間の預託期間の始期を、引渡しを行う前の預託契約締結後から起算する（要物性を要件としない）ものとする方法などが考えられる。これにより、ケフィア事件のごとく預託期間が不明確な事案についても適用対象となることが明確となる。

この点、改正民法657条が、「寄託」契約を諾成契約に変更したことにも照らせば、このような改正は「預託等取引契約」の定義変更としても許容されると思われる。

(5) みなし規定の創設

その他の方法としては、当弁護団の2020年1月21日付「預託法見直しに関する意見書」でも述べたとおり、預託法と同様に潜脱行為が常に問題となる消費者被害領域の法律である出資法が、「預り金」の定義について、「社債、借入金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」などと定める例に倣い（同法2条2項2号）、「買戻特約付売買契約、リース契約その他いかなる名義をもつてするかを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの」などの定義規定を置くことが考えられる。

殊にケフィア事件では、買戻特約付売買契約のほか、売買契約・買戻契約兼管理維持委託契約などと称して、同様の経済的性質を持ちながらも契約類型を異にする類型も存在する。このように契約類型を変えるだけで容易に規制の潜脱を許すようであれば、法改正が骨抜きにされかねない。

この点、検討委員会が、販売を伴う預託等取引契約を原則禁止としたこととの関係で、定義規定が明確であることが望まれることは間違いはないが、同様に刑事罰を定め、多数の適用例がある出資法が上記のとおり定めをしていることにも鑑みれば、このような改正も許容されるところ。

(6) まとめ

いずれにせよ当弁護団としては、検討委員会の検討結果等を踏まえ、販売預託商法について大幅な改正をするのであれば、甚大な被害を生じさせたケフィア事件のような事案についても規制対象となるよう、隙間のない定めとすべきことを強く求める。

3 出資法 1 条及び 2 条 1 項違反にかかる罰則の引き上げ（意見の趣旨 3 について）

前記 2 項の対応にかかわらず、出資法 1 条及び 2 条 1 項違反にかかる罰則については、大幅に引き上げるべきである。

すなわち出資法 8 条 3 項は、同法 1 条及び 2 条 1 項の規定に違反した者については、「三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」ものとしている。

しかし、ケフィア事件のような極めて甚大な被害を生じさせた事案についても、詐欺での立件をなし得る者は限定されており、出資法違反のみで起訴された者は、懲役刑について執行猶予が付されるなどしているが（例えば、懲役 2 年 6 月、罰金 1 0 0 万円の併科であるが、懲役刑については執行猶予 4 年など）、詐欺罪でも起訴された者は実刑となるなど（懲役 3 年、罰金 8 0 万円の实刑）、差が大きすぎる。この点については、出資法 1 条及び 2 条 1 項違反であっても、極めて甚大な被害を生じさせる事案が多々あることに鑑みれば、その法定刑は、少なくとも出資法 8 条 1 項に合わせて「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」とする改正をすべきである。

以 上